

忘れていませんか？税金の納付



納税は社会の基本的なルールです

町税や保険料は、町が皆さんに提供する行政サービスの大事な財源です。滞納すると財産が差押えとなる場合もありますので、納期限内の納付にご理解をお願いします。

多くの皆さんは厳しい経済状況の中でも、納期限内に税金（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）や保険料（介護保険料、後期高齢者医療保険料）を納めています。

しかし、病気や失業などやむを得ない理由で一時的に税金が納められず、相談される方がいる一方で、納めることができる経済状況にもかかわらず納めないケースや、少額の分納で滞納が累積して高額となつている滞納者も少なくあります。町では、このような滞納者、長期の少額分納者に対し、財産の差押さえを実施しています。

また、町では専門的に滞納整理を行う「岩手県地方税特別滞納整理機関」に加入しており、町の納税催告に応じない場合は、事務を機関に移管することもあります。町と機関が共同で滞納整理を行うことで、税収を確保するとともに納税の公平性を図ります。

役場税務課収納係
(0611-2526)

岩手県地方税特別滞納整理機関とは？

市町村の納税催告に応じない滞納者や高額滞納者などについて、滞納処分を前提として各市町村から機関に事務が移管されます。事務局は岩手県庁内です。機関では、市町村と連携し法律に基づいて、財産調査や搜索、差押え、公売処分などを行います。機関と市町村が共同で税収を確保します。

納期限までに納めないと、どうなるの？

滞納処分(差押え)の執行や延滞金が加算されます

納期限までに納付がない場合、町は納期限から20日以内に督促状を送付します。督促状が送られた場合、督促手数料として100円が加算されます。また、督促状が発送された日から10日以内に納付しない場合、町は財産の差押えを行うことになります。

なお、滞納すると納期限の翌日から完納の日までの期間に応じて、延滞金が加算されます。

平日の日中は相談に行く時間がないんだけど…

毎週水曜日は役場窓口を午後7時まで延長

平日の日中に仕事をしている方など、役場の開庁時間内に相談に来ることができない方のために、役場では毎週水曜日に、税務課と住民課の窓口を午後7時まで延長しています。（17枚外を参照）税務課の延長窓口では、町税の納付相談を行っているほか、直接税金を納付することもできます。

なお、所得証明や資産証明など各種証明書の発行も行っています。

税金の納め方

Q & A



確定申告書作成会場を開設

2月18日(月)から3月15日(金)まで、役場4階大会議室で確定申告書作成会場を開設します。

行政区ごとの開設日は、広報やばら1月号の4～7ページをご覧ください。

※「確定申告」や「住民税の申告」が必要な方が申告をしない場合、所得証明が発行できないほか、国民健康保険税の軽減や各種の減免、給付金が受けられないなどの不利益がある場合があります。申告が必要な方は期間内に正しく申告をしましょう。

町税などの滞納整理の流れ

町税などを納期限までに納付しない場合、おおむね次の手順で滞納整理を行います。

納期限

督促

催告

財産調査

差押え

公売・換価

滞納者本人の税に充当

地方税法の規定により、納期限後20日以内に督促状を送付します。

自主納付を促すため、主に文書で催告を行います。(催告の有無に関わらず、差押えを行う場合もあります)

地方税法・国税徴収法の規定により、金融機関、勤務先、取引先などに対し、質問・検査の実施、居宅の捜索を行います。

地方税法・国税徴収法の規定により、財産の差押えを行います。

差押えた財産を公売(売却)、差押えた債権を現金化します。

滞納処分は滞納している税がなくなるまで行います。

納税の公平性を保つために 滞納処分を実施しています

滞納処分とは、国税徴収法に基づき、滞納者の不動産(土地・建物)、給与、預貯金などの債権、動産(自動車・電化製品・骨董品など)を差押え、強制徴収することです。納期限内に納付した人と期限を経過し納税催告を行っても納付しない人(滞納者)との納税の公平性を保つため、滞納者に対して、町が強制的に町税を徴収するための手続きをいいます。

……………たとえば……………



遅くなったけど納めたい。
どうすればいいの？

役場または金融機関で
納めることができます

税金などを納期限までに納めることができなかった場合は、次の場所で納めることができます。

○役場税務課(役場1階)

○最寄りの町指定金融機関窓口

納付の際は役場から送付された納税通知書(納付書)または督促状を持参してください。※ゆうちょ銀行は東北6県のみ使用可能。それ以外の地域では専用の振込用紙が必要ですので、ご希望の方は税務課へご連絡ください。

口座振替にしてるけど、残高不足だったときは？

振替不能を文書で通知、再振替で引き落とし可能

振替日(納期限)に預貯金の残高不足などのため振替ができなかった場合には、町から「口座振替不能通知書」を送付します。再振替日の前日までに口座への入金をお願いします。もし、再振替日の前日までに入金がされていない場合は、再度振替不能となり、督促状が送付されます。督促状は納付書を兼ねていますので、督促状に記載の納期限までに、金融機関、コンビニエンスストアまたは役場税務課で納付してください。

納期限に間に合わない！どうしたらいいの？

納期限の前に税務課へご相談ください

収入の状況や病気、失業など、さまざまな理由から納期限内に税金を納めることができない場合は、役場税務課で納税相談に応じています。何らかの理由により納期限内に納付ができない場合は、まず役場税務課収納係(☎ 611-2526)へご相談ください。



税金の納付は便利で確実な口座振替を！

ついうっかりして、税金の納期限が過ぎてしまっていたという経験はありませんか。

町では、便利で確実な口座振替での納税をお勧めしています。一度申し込みをすれば、納め忘れを防ぐだけでなく、納期限のたびに金融機関などへ足を運ばなくても納税できるなど、とても便利です。

▼ 口座振替ができる金融機関

岩手中央農業協同組合・岩手銀行・北日本銀行・東北銀行・盛岡信用金庫・岩手県信用農業協同組合連合会・ゆうちょ銀行・みずほ銀行(盛岡支店の口座のみ)・東北労働金庫

詳しくは、役場税務課収納係(☎ 611-2526)までお気軽にどうぞ。